

社会福祉法人石浦龍華会役員等報酬に関する規程

(平成 19 年 3 月 9 日議決石浦龍華会規程第 6 号)

(平成 26 年 5 月 23 日議決 全部改正)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人石浦龍華会（以下「当法人」という。）の役員等の報酬の支給及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、当法人の評議員及び理事・監事並びに嘱託医をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等（職員で役員に選任された者を除く。以下同じ。）が第 5 条に定める出務に対し報酬を支給する。

(報酬の額)

第 4 条 役員等の報酬額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| (1) 評議員報酬 | 1 日 1 回 | 13,000 円 |
| (2) 理事長報酬 | 月額 | 80,000 円 |
| (3) 理事報酬 | 月額 | 10,000 円 |
| (4) 監事報酬 | 月額 | 10,000 円 |
| (5) 内科医報酬 | 年額 | 130,000 円 |
| (6) 歯科医報酬 | 年額 | 110,000 円 |

(出務の範囲)

第 5 条 前条第 1 号に掲げる評議員報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の評議員として職務を遂行するための出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

2 前条第 2 号に掲げる理事長報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の理事長として職務を遂行するための出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

3 前条第 3 号に掲げる理事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の理事として職務を遂行するための出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

4 前条第 4 号に掲げる監事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の監事として職務を遂行するための出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

5 前条第5号及び第6号に掲げる嘱託医報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の嘱託医として入所園児の検診への出務
- (2) その他必要と認められる場合の出務

(報酬の支払)

第6条 第4条第1号に掲げる評議員報酬は、その都度支払うものとする。

2 第4条第2号から第4号に掲げる理事報酬及び理事並びに監事報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、その月の25日にその月の全額を支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 第4条第5号及び第6号に掲げる内科医報酬及び歯科医報酬は、年度末に支払うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月23日議決平成24年度石浦龍華会規程第16号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日議決平成25年度石浦龍華会規程第5号 全部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則の廃止)

2 社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則(平成24年3月26日議決石浦龍華会細則第17号)は、廃止する。

附 則 (平成29年6月14日議決平成29年度定時評議員会第10号)

(施行期日)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日議決令和2年度石浦龍華会規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。